

平成27年人事院勧告について

《給与勧告について》

1. 勧告のポイント

●月例給、ボーナスともに引上げ

①民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合の引上げ

②ボーナスを引上げ(0.1ヶ月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

●給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

①地域手当の支給割合の引上げ

②単身赴任手当の支給額の引上げ

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

●月例給 民間給与との較差 1,469円 0.36%

●ボーナス 民間の支給割合 4.21月 公務員の支給月数 4.10月

(2) 給与改定の内容と考え方

●月例給 俸給表(行政職(一))の改定

- ・1級の初任給を2,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。
- ・その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定。

(平均改定率0.4%)

【実施時期】 平成27年4月1日

●ボーナス 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月⇒4.20月

【実施時期】 法律の公布日

《勤務時間に関する勧告について》

1. 勧告のポイント

●適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する。(平成28年4月実施)

- ・フレックスタイム制の運用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る。
- ・組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み